

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和7年7月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・児童手当法の規定に基づき、児童を監護して保有する保護者に対して、児童手当の支給を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①認定請求書・額改定届の受付・審査・通知書の作成 ②受給事由消滅届の受付・審査・通知書の作成 ③未支払請求書の受付・審査・通知書の作成 ④児童手当の給付 ⑤現況届の受付・審査・通知書の作成 ⑥氏名・住所・支払金融機関変更届の受付</p>
③システムの名称	児童手当システム、個人住民税システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当支給対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表 (別表における情報照会の根拠) ・81の項 (別表における情報提供の根拠) ・23、26、95及び115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課こども育成係
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 こども課こども育成係
○ 相則第〇条第2項の適用	
「」に適用した	

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワーク システム	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステム	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・26、30及び87の項	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・26、30、87及び106の項	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号 027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の56の項	・番号法第9条第1項及び別表の81の項	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	・番号法第19条第8号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における部	子ども課子ども育成係	こども課こども育成係	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における部	子ども課長	こども課長	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱	子ども課子ども育成係	こども課こども育成係	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	